

長田区多文化共生促進業務 委託実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

長田区多文化共生促進業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

長田区は外国人の割合が約9%と市内でも在住外国人が多い区であり、多文化共生社会の構築に向けた取り組みが必要である。そのため、在住外国人への情報発信を強化し、地域に関心を持つきっかけづくりを行う。加えて、在住外国人と地域住民が交流する事業を実施することで、在住外国人と地域住民の交流のきっかけをつくり、多文化共生に向けた基盤づくりに取り組むことを目的として実施する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約上限額

金1,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、本公募は令和8年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算の状況によっては、業務内容や委託費を変更し、又はこの募集に基づく契約を締結しないことがある。

(4) 契約期間

契約締結日～2027年3月31日まで

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、受託者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、業務遂行上必要であると受託者が認める場合は、分割払や前金払をすることができる。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

免除（神戸市契約規則第25条第1号）

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

単一の団体、もしくは複数の事業者等により構成される共同体を代表する者で、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。なお、共同体の場合は、代表者及び構成員全てが要件をすべて満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

- (2) 破産者及び禁錮以上の刑に処せられていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (7) 所得税や法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等を滞納している団体、又は代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと。
- (7) 法人格を有する団体は、神戸市内に本店を有していること。また、法人格を有しない団体の場合は、神戸市内に所在地や活動拠点があること。
- (8) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においてこれらを受けていること。

5 スケジュール

(1) 公募開始	2026年2月2日（月曜）
(2) 参加申請関係書類の提出期限	2026年2月16日（月曜）17時まで
(3) 質問受付締切	2026年2月16日（月曜）17時まで
(4) 質問に対する回答	2026年2月25日（水曜）予定
(5) 企画提案書の提出期限	2026年3月18日（水曜）17時まで
(6) 企画提案会	2026年3月下旬の開催を予定 ※参加申請があった団体に個別に通知します
(7) 選定結果通知	2026年3月下旬～4月上旬を予定
(8) 契約締結・事業開始	2026年4月上旬（予定）
(9) 事業完了	2027年3月31日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

- ① 受付期間 2026年2月2日から2026年2月16日17時まで
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ② 提出書類 以下に掲げる書類を各1部
 - ア 参加申込書 兼 誓約書（様式第1号）
 - イ 申込団体概要（様式第2号）
 - ウ 共同企業体結成届出書（様式第3号）
※共同企業体での応募の場合のみ。なお、共同企業体構成員のア及びイも提出すること。
 - エ 神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書（法人用）（様式第4号の1）
※法人での応募の場合のみ。
 - オ 神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書（個人用）（様式第4号の2）
※個人での応募の場合のみ。
 - カ 質問票（様式第5号）
※質問がある場合にのみ提出すること。
- ③ 提出方法 原則電子メール（PDFファイル）とする。
電子メール以外で提出される場合は、事前に担当部署（8 その他(2)提出先、問い合わせ先）に連絡すること。

(2) 質問の受付

- ① 受付期間 2026年2月2日から2026年2月16日17時まで
- ② 提出方法 原則電子メール（PDFファイル）とする。
電子メール以外で提出される場合は、事前に担当部署（8 その他（2）提出先、問い合わせ先）に連絡すること。
- ③ 2026年2月25日頃に、本プロポーザルのホームページに回答を掲載する。

7 企画提案に関する事項

(1) 提出書類

- ① 見積書（A4サイズ）
- ② 企画提案書
- ③ その他補足資料

(2) 作成要領

- ① 企画提案書は、A4版とし、様式は任意とする。
- ② 企画提案書の枚数は、10ページ以内（表紙・目次・添付資料を含む）とする。また、表紙及び目次をつけ、各ページ下部にページ番号を付すこと。
- ③ 企画提案書には以下のすべての内容を含むこと。
また、本業務の範囲内で、必要に応じて予算内での追加提案を行うことも可。

ア 見積書

- ・ 基本委託料の総額のほか、内訳書を提出すること。
- ・ 内訳には必須事項として「アンバサダーを活用した在住外国人への発信強化」「地域共生コーディネート業務」を分けて記載すること。
- ・ 「アンバサダーを活用した在住外国人への発信強化」に従事するアンバサダーに対し、報酬が発生する場合は、1回あたりの単価がわかるように記載すること。なお、報酬額については提案事業者が決定すること。

イ 企画提案書

- i) 業務実施体制等
 - ・ 本業務を実施するにあたっての人員等の体制について、専任／兼任の違い、および兼任の場合は本業務への従事量（週〇日勤務等）を含めて記載すること。
- ii) 本業務に対する考え方、実施方針
 - ・ 長田区の在住外国人の現状や、本業務の趣旨・目的に関する提案者の理解、それを踏まえた取組方針、目標を記載すること。
- iii) アンバサダーを活用した広報戦略
 - ・ アンバサダー候補者
 - ・ 具体的な実施内容（広報計画を含む）、方法、スケジュール、目標を記載すること
- iv) 在住外国人の意向を汲み取る仕組みの構築手法
 - ・ 具体的な実施内容、方法、スケジュール、目標を記載すること
- v) 地域共生コーディネート業務
 - ・ 具体的な実施内容、方法、スケジュール、目標、対象者へのアプローチの手法を記載すること
- vi) 提案団体ならではの強み
- vii) 類似業務の実績

- ④ 提出方法 原則電子メール（PDFファイル）とする。
電子メール以外で提出される場合は、事前に担当部署（8 その他（2）提出先、問い合わせ先）に連絡すること。

7 選定に関する事項

本企画の提案の審査については、「長田区多文化共生促進業務」委託者選定委員会（以下、「委託者選定委員会」という。）が行い、その審査結果を受けて選定する。

委託者選定委員会は、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、評価点が最も高い事業者を委託候補者とする。評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、当該事業者のうち、「1-3. 企画内容（地域共生コーディネート業務）」の点数が高い者を委託候補者とする。「1-3. 企画内容（地域共生コーディネート業務）」の点数の最高得点者も複数ある場合は、「1-2. 企画内容（在住外国人への発信強化）」「2. 業務遂行能力、実施体制」の順で点数が高い者を委託候補者とする。それでもなお、最高得点者が複数ある場合は、審査委員長が決定する。

ただし、評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が1社であっても同様の取り扱いとする。

また、契約を締結するにあたり未決定事項等がある場合、委託者と委託予定事業者で協議を行うこととし、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内の内容変更を行う。

（1）委託者選定委員会（プレゼンテーション審査）

- ① 日時 2026年3月下旬（決定次第、ご連絡いたします。）
- ② 場所 長田区役所内
- ③ 内容 企画提案書に基づくプレゼンテーション、選定委員によるヒアリング
※開催日時・場所・内容について、参加申込者に別途通知する。
※実際に業務に携わる担当者が提案説明を行うこと。
※参加申込書は、当日、企画提案説明に必要な機材やデータを用意すること。

（2）評価基準

審査は、以下の審査項目及び配点にて行う。

項目	内容	配点	満点
1. 企画内容（全体）			
	・ 本事業の趣旨を理解した提案であるか	5	20
	・ 実現可能な事業内容、スケジュール、方法となっているか	5	
	・ 長田区内に居住する外国人の実態（国籍、居住地域、就労状況等）を的確に把握し、それに基づいた提案であるか	10	
1-2. 企画内容（在住外国人への発信強化）			
	・ 区内の在住外国人に影響のあるアンバサダーがいるか	5	20
	・ 具体性があり、効果があると見込まれる広報計画が策定されているか	10	
	・ 効果的で実現可能性があると見込まれる在住外国人の意向を吸い上げる仕組みが提案されているか	5	
1-3. 企画内容（地域共生コーディネート業務）			
	・ 区内の中長期に在留する外国人にアプローチできる具体的な方法が明示されているか	10	25
	・ 一過性ではなく、地域住民と在住外国人が継続的に交流できる仕掛け、仕組みが具体的で、実現可能性があるか	10	
	・ 交域住民や企業、NPO等多様な主体を巻き込むことができているか	5	
2. 業務遂行能力、実施体制			
	・ 業務責任者及び担当者が、業務遂行のための必要な知識や経験、実績を有しているか	5	15
	・ 本事業を確実に遂行できる体制を有しているか	10	

3. 業務実績評価			
	・ 本業務に類似した事業実績があり、情報やノウハウの蓄積がされているか	5	5
4. 費用積算根拠の妥当性			
	・ 見積金額が上限金額の範囲内であり、積算根拠が妥当か。	5	5
地元事業者に対する加点			
	・ 提案者が神戸市に本店、支店等を設けているか（本店 10 点、支店 5 点）	10	10
合計			100

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこ
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこ
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこ

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 成果物にかかる著作権、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、市に帰属し、参加業者もしくは受託事業者（以下「参加者」という。）は、市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。
- ⑥ 参加者は市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証する。また、参加者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又損害賠償を求められた場合、参加者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。
- ⑦ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑧ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒653-8570 神戸市長田区北町 3 丁目 4 番 3 号

神戸市長田区総務部地域協働課

電話：078-579-2311（内線 216）

FAX：078-579-2301

mail : nagata@city.kobe.lg.jp